

(1)高額療養費制度 (→サポートブックP.42)

- ①医療機関ごと、月ごと、入院・外来別、医科・歯科別の扱いになります。
- ②入院食事療養費、病衣代、室料、文書料などの自費分は含まれません。
- ③1回分の窓口負担では上限額を超えない場合でも、複数の受診や、同じ世帯にいる他の方(同じ医療保険に加入している方に限ります。)の受診について、**窓口でそれぞれお支払いいただいた自己負担額を1か月単位で合算することができます。**

その合算額が一定額を超えたときは、超えた分を高額医療費として支給します。

※ただし、69歳以下の方の受診については、2万1千円以上の自己負担のみ合算されます。

- ④外来での費用は、院外薬局での費用も含まれます。

■限度額適用認定証 <69歳以下の場合>

保険者に申請し、医療機関窓口・薬局に提示することにより、窓口負担が自己限度額までとなります。高額な医療費が予想される場合は、早目の手続きをお勧めします。

■限度額適用認定証・標準負担額減額認定証

対象は、非課税世帯の方のみです。食事代の減額を受けるには、『標準負担額減額認定証』の手続きが必要です。

<69歳以下の場合>

高額療養費/自己負担限度額 (1ヶ月)

(平成29年8月現在)

所得区分	自己負担限度額	多数該当	食事の標準負担(1食)
①区分ア (標準報酬月額83万円以上の方)	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1%	140,100円	360円 [※]
②区分イ (標準報酬月額53万円~79万円の方)	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1%	93,000円	
③区分ウ (標準報酬月額28万円~50万円の方)	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1%	44,400円	
④区分エ (標準報酬月額26万円以下の方)	57,600円	44,400円	
⑤区分オ (低所得者) (被保険者が市区町村 民税の非課税者等)	35,400円	24,600円	210円 (90日まで)
			160円 (過去12ヶ月で91日以上)

※H30.4.1から460円に変更予定

<70歳以上の場合>

(平成29年8月現在)

高額療養費/自己負担限度額 (1ヶ月)

(平成30年8月から変更予定)

区分	外来 (個人ごと)	70歳以上の世帯単位 (入院を含む)	1年間に 4回以上 ある時 4回目から	食事の標準負担額 (1食)
現役並み 所得者	57,600円	80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1%	44,400円	360円 [※]
一般	14,000円	57,600円	44,400円	360円 [※]
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円		210円 (90日まで)
低所得者Ⅰ				160円 (過去12ヶ月で91日以上)
		15,000円		100円

※H30.4.1から460円に変更予定

(2)福祉医療費助成制度 (→サポートブックP.42)

自己負担は医療費の1割で、下記の額が上限となります。

(1ヶ月・1医療機関あたり)

(平成29年8月現在)

区分	入院	入院外
20歳未満の 障がい児(者)	2,000円	1,000円
市町村民税非課税 世帯に属する方	2,000円	1,000円
上記以外の方	20,000円	6,000円